



## 不当利得返還請求権の相続財産該当性の検証

第 118 回 2025 年 2 月 7 日 (金)

発表者 守田 啓一

---

※MJS 租税判例研究会は、株式会社ミロク情報サービスが主催する研究会です。

※MJS 租税判例研究会についての詳細は、MJS コーポレートサイト内、租税判例研究会のページをご覧ください。

<MJS コーポレートサイト内、租税判例研究会のページ>

<https://www.mjs.co.jp/seminar/sozeihanrei.html>

---

## 序章

### 不当利得とは

#### 民法 第 703 条(不当利得の返還義務)

法律上の原因なく他人の財産又は労務によって利益を受け、そのために他人に損失を及ぼした者(以下「受益者」という。)は、その利益の存する限度において、これを返還する義務を負う。

#### [解説]

不当利得とは、法律上の原因なしに他人の財産又は労務により利益を受けている者(受益者という)から、これによって損失を被っている者に対して利得を返還させる制度である。

## 第一章 不当利得の種類

### I. 相続人間の遺産分割において互いに不当利得を主張する場合

### II. 課税庁が相続人等が費消又は隠匿した現預金等について不当利得と認定して相続財産とする更正処分をした場合

相続税において不当利得返還請求権が成立するためには、受益者(相続人等)が法律上の原因なく他人(被相続人)の財産等により利益を受け、これにより他人(被相続人)に損失を及ぼしたと認められることが必要である。

課税庁は、①相続人等が、被相続人に無断で金員を被相続人の口座から出金し、被相続人に損失を与え、②相続人等が、その出金した金員から利益を得ていたと主張する(課税庁が更正処分する場合)。

### III. 更正の請求の期限を徒過した還付金請求権を不当利得として国に請求する場合

この請求で争った場合には、納税者が勝訴した判決は認められなかった。

## 第二章 課税庁が更正処分した場合

### <1> 地裁判決(棄却)(確定)

東京地方裁判所令和3年(行ウ)第522号相続税更正処分等取消請求事件(棄却)(確定) 国側当事者・国(芝税務署長) 令和5年2月16日判決  
TAINS Z888-2554

#### I. 原告等

被相続人丙(原告らの母親)

相続人(原告) **長男甲**、次男乙

## II. 時系列

1. 平成 21 年 1 月 28 日 丙が証券会社に一般口座(本件口座)を開設  
MRFを現金に換金して出金できるカード(本件口座カード)の発行を受ける。
2. 平成 22 年 11 月 18 日、丙はアルツハイマー型認知症と診断される。
3. 平成 24 年 12 月 21 日、丙は岐阜県内の老人保健施設に入所
4. 平成 25 年 5 月 3 日、丙は施設内の転倒し骨折。病院に入院。29 日、上記老人保健施設に再入所
5. 平成 25 年 9 月から 12 月までの間に丙が本件口座で保有していた株式がすべて売却されて、そのすべてでMRFを買付け  
老人保健施設の施設長である医師は、**平成25年11月12日**作成の意見書において、当時の丙について、「認知症高齢者の日常生活自立度」につき「IV」**(日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。)**に該当すると判断した。
6. 平成 26 年 2 月 27 日、東京都内の介護付有料老人ホームに転所
7. 丙は、平成 26 年 12 月 15 日、東京高輪病院に緊急搬送され、肺炎等と診断されて入院した。丙は、同病院において、高度認知症(3語の復唱のみ可能。見当識障害は高度。自分の名前、年齢、出身地等の自分史を答えられない。)と判断された。
8. **平成25年12月25日から平成28年1月13日までの750日間に、ATMを通じて1902回にわたって合計14億3002万3000円の現金が出金(本件各出金)された。**



## III. 出金の内容

### 1. 出金期間

平成25年12月25日から平成28年1月13日までの750日間に、ほぼ毎日のように行われ、いずれの日もATMの1日当たりの出金の限度額である200万円が出金されており、出金の態様が極めて特徴的であること、

### 2. 出金方法

出金場所が特定の場所のATMに集中していること、本件口座から現金を引き出すために必要なカードは本件口座カード1枚しか発行されておらず、同カー

ドについて紛失等の登録がされたことがないことからすれば、本件各出金は同一人物が行ったものと推認される。

#### IV. 争点1 本件各出金をしたのは原告甲か

##### 1. 出金場所

岐阜県所在のコンビニ店舗(本件コンビニ店舗)や三井住友銀行岐阜支店をはじめとして、岐阜県内又は愛知県内に所在する店舗のATMからの出金は、いずれも、原告甲名義のETCカードの使用履歴からして、原告甲が東京都内から愛知県(小牧インターチェンジ、小牧東インターチェンジ)に移動した後、次に同県(同各インターチェンジ)から東京都内へ戻るまでの間に行われており、本件コンビニ店舗は、丙が所有する住居から約2kmの場所に位置し、セブン銀行のATMが設置されている店舗の中では同住居に最も近い場所にある。これら全ての事象が各出金とは無関係に偶然起こるとは考え難い。

ATMが設置されている**コンビニ店舗の店長・店員の供述有。**

**銀行の担当者**が電話で原告甲と話をしたところ、原告甲は、丙のMRFが200万円ずつ出金されているのは分かっているなどと述べた。

##### 2. 出金者

本件コンビニ店舗の店長及び店員が、原告甲と思われる人物が来店してATMを使用していたこと、同人物の来店は特定の期間に連続していたことなどを供述していることによれば、前記の各出金は、**いずれも原告甲が行ったものと推認**することができる。

同一人物が行ったと認められる本件各出金の一部について原告甲が出金したものと推認するに足りる事実が複数存在し、他方、同推認と矛盾する事実は存在しないことに加え、丙や原告乙が本件各出金を行ったとは考え難いことからすれば、本件各出金は**いずれも原告甲が行ったものと優に認める**ことができる。

##### 3. 出金の結果

本件各出金は、丙の相続財産を構成するはずであった**14億3002万3000円もの巨額の金融資産を、2年余りの間に毎日のように200万円ずつATMから引き出すこと**によって**全て消失させるほどのもの**であるところ、原告甲は、原告甲が本件各出金をしたという推認とは別の推認の可能性を抽象的に主張するばかりで、**本件各出金を行った主体や用途について探求し、あるいは本件各出金に  
関与した者の責任を追及しようとする姿勢が全く見られないのであって、このことは、本件各出金を行ったのが原告甲自身であるという上記認定を裏付けるもの**というべきである。原告らの主張は採用することができず、そのほか、上

記認定を左右するに足りる証拠はない。

## V.争点2 丙の原告甲に対する不当利得返還請求権の成否

### 1. 原告らの主張

仮に原告甲が本件各出金をしていたとしても、原告甲は利益を受けておらず、丙の損失もないから、丙は原告甲に対する不当利得返還請求権を取得していない。

すなわち、原告甲は、丙のために老人保健施設や介護付有料老人ホームの入居金や利用料を支払っていた上、丙が本件口座と同じ■■■■本店営業部に開設した特定口座について丙の代理人となっていたから、**少なくとも丙と原告甲との間では、原告甲が丙に代わって本件口座から出金をする一般的、包括的な権限を有する旨認識されていた。**したがって、本件各出金当時、原告甲は、本件各出金に係る権限を有する丙の占有補助者にすぎなかったものであり、出金された現金に対する占有を取得していない。

また、原告甲と丙との間で出金の権限に係る具体的な合意がなくとも、**高齢かつ認知症の老人が介護施設に入所し、金融機関に出向くことができず、子が当該施設の費用の支払をせざるを得ない状況にあれば、当該子において親の金融資産を管理し、場合によっては親の口座から金員を引き出して当該費用の支払等に充てることは、社会通念上ごく当たり前**に行われていることであるから、仮に原告甲が本件各出金に係る現金の占有を取得したとしても、丙もなお間接占有者として同現金を占有しているといえる。

### 2. 裁判所の判断

#### (1). 出金権限の付与の有無

丙が黙示的であれこのような出金をする権限を原告甲に付与していたとは通常考え難いし、**本件各出金が行われた当時の丙の認知能力が相当低下**していたことからすれば、丙が原告甲に対して上記の態様の出金に係る授權をしたものとは一層考え難い。

#### (2). 費消目的

介護付有料老人ホームの入居金等を除いて、**原告甲が本件各出金に係る金員を丙のために費消した等の事情を認めるに足りる証拠もない**から、いずれにしても相続の開始時点では、原告甲が同金員を**自己のために所持し、又は費消したことが優に認められる**ものである。

#### (3). 甲の認識

原告甲は、相続の開始までに、本件各出金に係る金員について、丙の占有を排除して自己のために所持し、又は費消していたのであり、**法律上の原因なく**

利益を受け、そのために丙に損失を及ぼしたものといえるから、丙は、民法703条、704条に基づき、原告甲に対する不当利得返還請求権を有するに至っていたと認められる。

#### (4). 税理士の疑問に対する甲の回答

丙名義の金融機関の口座がほかにもあるのではないかと疑ってその存在を尋ねたA税理士に対し、本件各出金の事実を伝えなかったのであって、A税理士は、原告甲からの回答等に基づいて、上記不当利得返還請求権を相続財産に含めることなく申告書を作成し、本件申告を行った

#### (5). 甲の隠蔽の意思の有無

原告甲の上記行為は、上記不当利得返還請求権が相続財産に含まれることが外形的に判明しにくい状態を作出したものであり、故意に課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の一部を隠す行為である

#### (6). 結論

本件各出金は、1日当たり200万円、総額で14億3002万3000円を出金し、本件口座で保有されていた丙の資産を全て現金に換えて引き出すというものであるところ、原告甲が丙の子であり、丙が入所していた施設の利用料等を支払っていたことなどを考慮しても、丙が黙示的であれこのような出金をする権限を原告甲に付与していたとは通常考え難い。さらに、本件各出金が行われた当時の丙の認知能力が相当低下していたことからすれば、丙が原告甲に対して上記の態様の出金に係る授權をしたものとは一層考え難い。

したがって、原告甲は、丙から本件各出金に係る権限を付与されていたとは認められず、丙との関係から当然に同権限を有していたとも認められないから、本件各出金に係る金員の占有補助者又は占有代理人に当たるということはできない。

仮に原告甲が本件口座からの出金について何らかの権限を有していたとしても、原告らは本件各出金後の金員の所在及び用途について何ら明らかにしておらず(そもそも、原告らは、本件各更正処分等に対する審査請求から本件訴訟に至るまで、原告甲が本件各出金をしたこと自体を一貫して否認している。)、

本件各更正処分において控除された老人保健施設の入居金等を除いて、原告甲が本件各出金に係る金員を丙のために費消した等の事情を認めるに足りる証拠もないから、いずれにしても本件相続の開始時点では、原告甲が同金員を自己のために所持し、又は費消したことが優に認められるものである。

以上によれば、原告甲は、本件相続の開始までに、本件各出金に係る金員について、丙の占有を排除して自己のために所持し、又は費消していたのであり、法律上の原因なく利益を受け、そのために丙に損失を及ぼしたものといえるから、丙は、民法703条、704条に基づき、原告甲に対する不当利得返還請求権を

有するに至っていたと認められる。

## コメント

1. 不当利得の基因となる出金の使途・相続開始時の所在は不明
2. 納税者は税理士にウソをついている。
3. 他の相続人(請求者)の次男乙は平成24年5月9日に脳梗塞を発症し、右上下肢に痙性麻痺等の後遺症が残って歩行に杖と装具を要する状態となり、平成25年1月29日には、障害程度等級3級として身体障害者手帳の交付を受け、その後、平成26年6月5日から17日までの間及び平成27年8月24日から同年9月4日までの間、東京都港区内の虎の門病院に入院していた。  
最大の被害者は乙？
4. この判決は「世の中にはこんなやつがいるんだ」という感想
5. この出金が相続開始 10 年以上前だった場合は、発覚したか

**<2> 不当利得返還請求権は相続財産であるとした更正処分等の全部を取り消した事例**(平成■■年■■月■■日相続開始に係る相続税の更正処分及び重加算税の賦課決定処分・**全部取消し**・令03-01-06裁決)【仙台(諸)令2-11】【情報公開法第9条第1項による開示情報】  
TAINS FO-3-757

## I. 事案の概要

本件は、原処分庁が、被相続人名義の預金から審査請求人(以下「請求人」という。)及びその妻が出金した金員について、**請求人及びその妻が法律上の原因なくして利得したものであり、被相続人は請求人及びその妻に対して当該金員と同額の不当利得返還請求権を有していた**から、当該不当利得返還請求権は相続財産であるなどとして相続税の更正処分等を行ったのに対し、請求人が、当該不当利得返還請求権は存在しておらず相続財産ではないなどとして、当該更正処分等の取消しを求めた事案である。

## II. 基礎事実

### 1. 相続人は請求者のみ

2. 本件被相続人は、平成20年6月4日、請求人を身元引受人として、本件老人ホームの住宅型居室に入居した。
3. 本件被相続人は、自宅に戻ることなく、**平成26年1月23日、本件老人ホ**





#### IV. 審判所の判断

不当利得返還請求権が成立するためには、受益者(本件夫妻)が法律上の原因なく他人(本件被相続人)の財産等により利益を受け、これにより他人(本件被相続人)に損失を及ぼしたと認められることが必要であるところ、原処分庁は、要旨、①本件夫妻が、本件被相続人に無断で本件金員を本件口座から出金し、本件被相続人に損失を与え、②本件夫妻が、その出金した本件金員から利益を得ていたと主張するところ、この点について、請求人との間で争いがあることから、以下のとおり検討する。

本件老人ホームの職員は、当審判所に対し、要旨、①本件老人ホームでは、入居者から現金、通帳、印鑑等の貴重品を預かることはなく、入居者自身で自己管理をしてもらっている、②本件被相続人は、少なくとも住宅型居室に入居(注：平成26年1月23日まで)している間においては、上記の貴重品を同居室の金庫で保管していたと思う、③本件被相続人は、日常的に指輪等の貴金属を身につけていた旨答述をした。

##### 1. 本件夫妻が、本件被相続人に無断で本件金員を本件口座から出金し、本件被相続人に損失を与えていたか否か

本件夫妻が、本件被相続人から預かったキャッシュカードを使用して、本件口座から本件金員を出金したことについては争いがない。このため、本件期間において、本件被相続人に、本件金員の出金を本件夫妻に依頼又は指示することができる程度の■■■■(意思能力?)があったか否かを以下検討する。

- (1) 平成21年ないし平成25年頃においては、**本件被相続人の■■■■(意思能力?)は、低下傾向にはあったものの、完全に失われていたわけではなかったことが認められる。**また、本件被相続人の■■■■■■■■(自己の意思の伝達?)は、本件各意見書において、いずれも「伝えられる」と記載されていることからすると、■■■■(意思能力?)は低下傾向にあったものの■■■■■■■■■■(自己の意思を伝達?)することは可能であったと推認される。
- (2) 平成26年1月頃においては、■■■■(意思能力?)は「ほぼ可」という状態にあるとともに、**本件被相続人は、本件書面を通じて「なんでもしたい。美味しいものが食べたい」という自身の希望を本件老人ホームに伝えていたことが認められるから、本件被相続人は、この頃までは、■■■■■■■■■■(自己の意思の伝達?)することができたものと推認される。**
- (3) 本件老人ホームの職員の答述によると、**本件被相続人は、少なくとも平成26年1月頃(住居型居室に入居していた頃)までは、自身の居室内に設置してある金庫で自身の貴重品を管理していたものと認められることから、少なくともこ**





るとして、相続税の更正処分を行ったのに対し、請求人が、同処分は違法であるとしてその全部の取消しを求めた事案である。

## 2. 基礎事実

以下の事実は、請求人及び原処分庁の双方に争いがなく、当審判所の調査の結果によってもその事実が認められる。

- (1) 請求人は、被相続人の養子(昭和 33 年 3 月 13 日縁組)であり、唯一の相続人である。また、被相続人と請求人は、被相続人の自宅において同居していた。
- (2) 被相続人は、平成 9 年 3 月 12 日、(以下「本件入院日」という。)、に入院し、以後退院することなく死亡した。
- (3) 請求人は、本件入院日から本件相続開始日までの間(以下「本件入院期間」という。)、被相続人名義の預貯金から現金で 466,082,324 円を、現金以外で 55,001,785 円をそれぞれ引き出しており(以下、この預貯金引出行為を「本件預貯金引出行為」という。)、その合計金額は 521,084,109 円(以下「本件引出預貯金額」という。)である。

## II. 原処分庁の主張

### 1. 本件更正処分について

#### (1) 本件預貯金引出行為について

被相続人は、本件入院日以降、■■■の状態であったと認められること及び被相続人が■■■の状態になる前において、自己の預貯金の引出しについて、請求人に委任していたことを示す事実はないことからすると、被相続人が■■■の状態にあったと認められる本件入院日以降の請求人による被相続人の預貯金の引出行為は、代理権限もなく、また、委任されていないにもかかわらず、ただ勝手に請求人が被相続人の預貯金口座から預貯金を引き出していたものと認められる。

#### (2) 残余の金員について

本件引出預貯金額から被相続人のための行為により費消した金額を除いた残余の金員についても、請求人が自己のために費消していると認められることからすると、当該費消行為は、請求人が自己のために法律上の原因なくして被相続人の財産により利益を受け、そのために被相続人に損失を及ぼしたものであるから、当該費消した金員について、被相続人には請求人への不当利得返還請求権が生じる。

そうすると、請求人は、本件不当利得相当額の利益を受け、反面、被相続人は、少なくとも本件不当利得相当額の損失を受けたものと認められるから、被相続人は、請求人に対して本件不当利得相当額の不当利得返還請求権を有しているものと認められる。

### Ⅲ. 請求人の主張

#### 1. 本件更正処分について

##### (1) 被相続人の入院前

被相続人が元気なころは、預貯金の管理はすべて被相続人が行い、預貯金の引出しは被相続人が銀行の担当者を自宅に呼んで行っていたが、平成6年ころから、次第に預貯金の管理を請求人に任せるようになり、預貯金の引出しは被相続人に代わって請求人が銀行の担当者を自宅に呼んで行うようになった。

##### (2) 被相続人の入院後

本件入院日以後も、本件医療費等及び生活費等を支払うために、手元の現金が少なくなった都度、被相続人の預貯金を引き出して使っていた。

##### (3) 死亡までの期間

被相続人は、■■■の症状が現れるようになっていたので、平成9年3月の■■■■■■、本件相続開始日まで■■■■■■■■■■に入院させた。入院にはお金がかかるが、被相続人のお金を使って、被相続人が高度な介護が受けられ、気持ち良く過ごすことができれば良いと思つてのことである。

##### (4) 引き出された現金の行方

調査担当職員も、引き出した現金はすべて費消され、財産として残ったものはないことは認めている。

それにもかかわらず、本件預貯金引出行為そのものを、被相続人の■■■を理由に無効行為とし、被相続人は請求人に対して、不当利得返還請求権を有するとの説明は到底納得できない。

##### (5) 結論

原処分庁は民法第703条及び第704条を引用し、請求人に不当利得が存するとしているが、そもそも不当利得は法律上の原因がないことをその要件事実としているところ、請求人が行った本件各金銭消費貸借契約の締結、本件贈与及びその他の金員の費消行為は、被相続人の請求人に対する黙示かつ包括的な委任によるものであり、又は同法第877条にいう直系血族間の扶養義務に基づくものであるから法律上の原因が存在し、ゆえに不当利得は成立しない。

### Ⅴ. 判断

#### 1. 関係者の申述

請求人は、調査担当職員の質問に対し、要旨次のとおり申述している。

##### (1) 請求人が現金を引き出すこととなった経緯

被相続人が元気なころは、被相続人がお金や財産のことを一切管理していたので

請求人が手を触れることはできなかったが、平成6年の初めころに被相続人が■■■■にかかり、そのころから徐々に体調が悪くなったため、被相続人の代わりに請求人が被相続人の預貯金を引き出すようになった。

## (2) 預金の出金者

本件入院日以降、請求人以外に被相続人の預貯金を引き出した人はいない。

## 2. 本件預貯金引出行為及び本件引出預貯金額の費消について

### (1) 本件預貯金引出行為について

原処分庁は、被相続人は本件入院日以降、■■■■の状態であったと認められること及び被相続人が■■■■の状態になる前において、自己の預貯金の引出しについて、請求人に対して、包括的に委任していたことを示す事実はないことからすると、本件預貯金引出行為は、ただ勝手に請求人が被相続人の預貯金を引き出していたものと認められる旨主張する。

しかしながら、平成6年1月から本件入院日までの間、■■■■■■■■■■及び■■■■の被相続人の預金口座等から引き出された現金については、すべて請求人が被相続人の自宅で受領していること及び当該現金の受領に被相続人の同席があったことも認められることからすると、請求人は、被相続人が■■■■の状態になり平成6年の初めころには、既に預貯金の引出しについて被相続人の委任を受けていたと認められる。

したがって、この点に関する原処分庁の主張には理由がない。

### (2) 上記以外の請求人が費消した金員について

原処分庁は、本件引出預貯金額のうち、請求人が費消した金員について、上記(1)に述べたと同様の理由により、請求人に不当利得が生じており、また、請求人が費消した当該金員は、扶養義務に基づく生活費としてはあまりに多額であり、社会通念を逸脱している旨主張する。一方、請求人は、黙示かつ包括的に委任を受けた上での費消であり、又は、民法第877条に規定する扶養義務に基づく生活費として費消した金員であるから不当利得には該当しない旨主張する。

## 3. 請求人の生活費等について

請求人が、被相続人の預貯金の管理を始めたと認められる平成6年1月から本件入院日までの約3年2か月の間に被相続人名義の預貯金から現金で引き出した金額は、178,799,085円であるところ、この金額は、被相続人及びその扶養親族である請求人の生活費並びに親族との交際費に費消したものと認められ、平均すると1か月当たり約4,700,000円となる。

また、この当時は、被相続人は比較的元気であり、かつ、本件入院日の直前はともかくとして、■■■■も認められていなかったことからすると、二人の生活費及び親族

との交際費としての1か月当たり約4,700,000円の費消については、被相続人の意思が反映され、その内容を承知していたと認められる。

そして、本件引出預貯金額521,084,109円のうち401,986,588円は、**本件入院期間は約6年4か月であるから、平均すると1か月当たり約5,300,000円となるが**、これは、本件医療費等、請求人の生活費及び親族との交際費として費消した金額と認められる。

そうすると、**本件入院期間に請求人が費消した1か月当たりの金額約5,300,000円は、請求人と被相続人が本件入院日前に費消していた1か月当たりの金額約4,700,000円を上回るが**、本件入院日以後は、1か月当たりの本件医療費等約2,400,000円と被相続人への見舞客に対する答礼等の費用が新たに必要となることからすれば、**被相続人の飲食費等の生活費が本件医療費等に含まれることを考慮しても、請求人が、被相続人の承知していた請求人の生活費及び親族等との交際費の金額の範囲を逸脱した費消を行っていたとは認められない。**

したがって、請求人は、上記金員401,986,588円を、本件医療費等並びに被相続人が承知していた範囲内での自己の生活費及び親戚等との交際費に費消していただけであり、**何ら利益を得ていないから**、上記金員401,986,588円について不当利得返還請求権として被相続人の相続財産を構成する部分はない。

## 守田の意見

1. 被相続人に属する財産を相続人が費消した場合には、不当利得の返還請求権が相続財産と認定される可能性がある。
2. 被相続人が自ら費消していた生活費相当額は、被相続人が管理できなくなっても費消した事実があれば認められる。その費消目的や動機は問われない。
3. 被相続人からの委任は、黙示であっても銀行の担当者との面談等の外観が整っていれば認められる可能性が高い。
4. 費消者の気持ちを忖度(ソントク)する必要はない。
5. 税理士のリスクヘッジ方法  
納税者の確認書をとる
6. 民法 520 条(混同)との関係  
第 520 条

**債権及び債務が同一人に帰属したときは、その債権は、消滅する。ただし、その債権が第三者の権利の目的であるときは、この限りでない。**

## 解説

### [編集]

**賃借人が賃借物件を買い受け、賃貸人の地位を継承した場合のように、債権についての混同が発生する場合を定めた規定である。**

「その債権が第三者の権利の目的であるとき」とは、たとえば債権に質権が設定されている場合などである。

相続財産である金銭債権を相続した共同相続人の中に**混同を生じる者がいる場合**においては、① 相続の開始により、当該金銭債権が法律上当然に分割された上、各共同相続人に相続分に応じて承継されるが、② その結果、当該金銭債権の債権者としての地位と債務者としての地位を有するに至った者については、その承継に係る部分が直ちに混同(民法520条)により消滅し、その反射的效果としてその者にその承継に係る部分に相当する債務の減少という利益(以下「**混同による債務減少利益**」という。)がもたらされることになる。

このように、その者が相続の開始により当該金銭債権のうち混同が生じる部分を承継取得することを当然の前提としており、上記②の時点における「**混同**」は、**法律上の便宜的な処理として認められたものにすぎない**ということが出来る。

そうであるとすれば、当該金銭債権のうち**混同が生じる部分についても**相続の開始により、共同相続人の1人に承継取得される以上、**相続税法2条1項及び11条の2第1項**にいう「**相続・・・により取得した財産**」に該当するというべきであり、これがその取得と同時に混同により消滅したことをもって、その該当性を否定することはできないと解すべきである(このことは、当該金銭債権が第三者の権利の目的となっていて混同により消滅しない場合があることを考えれば明らかである。)



これを「財産」の価額及び担税能力の見地から見ても、**〈a〉** ここで相続により取得した財産は金銭債権であり、原則としてその債権額がその価額になるところ、混同により消滅するものについても、現実には、上記②のとおり、当該金銭債権の債務者としての地位を有していて相続により債権者としての地位をも有するに至った相続人については、混同による債務減少利益がもたらされており、これは、いわば相続の開始により相続人に帰属した金銭債権に代わるものといえるし、**〈b〉** 当該金銭債権の債務者としての地位を有していた**相続人にとっては混同による債務減少利益という担税能力の増加が見られるのであり、相続税法2条1項及び11条の2第1項にいう「財産」は、金銭に見積もることができる経済的価値のあるものの全てをいうと解されることからすると、混同による債務減少利益自体が「相続により取得した財産」(同法2条1項、11条の2第1項)に該当するとみることもできる**(相続税法8条及び9条は、対価を支払わないで債務の免除等による利益を受けるなどした場合は、当該利益を贈与又は相続によって取得したものみなして贈与税又は相続税の課税対象としており、上記のように解することが同法の目的・趣旨に反するとはいえないし、他方、混同による債務減少利益が、債務の免除等による利益とは異なり、上記〈a〉のとおりいわば相続の開始により相続人に帰属した金銭債権に代わるものであることをも併せ考慮すれば、同法2条1項及び11条の2第1項の文言(相続・・・により取得した財産)に反するともいえない。)。こうした点からしても、前記の解釈を不当ということはできない。

なお、混同による債務減少利益は、当該金銭債権のうち上記の者に承継された部分に係る債務が消滅すると同時に確定的に生じるものであることに照らすと、混同による債務減少利益の「価額」は、**混同により消滅した当該部分に係る債務の返済されるべき金額(当該債務の遅延損害金債務がある場合には、課税時期現在の既経過遅延損害金として支払を受けるべき金額も含む。)**であるというべきであるから〔相続税法22条、「相続により取得した財産」を当該金銭債権とみるにせよ、その代替物としての債務減少利益とみるにせよ、本件相続の開始時点において、その回収が不能であり、その時価評価が零であるなどの理由から相続税の課税対象にならないということはできない。〕

### 第三章 更正の請求の期限を徒過した還付金請求権を不当利得として国に請求する場合

#### <1> 那覇地方裁判所平成23年(行ウ)第30号通知処分取消等請求事件

(却下・棄却)(控訴) 国側当事者・国(処分行政庁 那覇税務署長) 平成24年8月21日判決

Z262-12022

原告らが本件申告書の提出により自ら確定させた相続税額は、当該確定行為が取り消され、その公定力が排除されるまでは、その納付は有効であり、法律上の原因を欠くことにはならないというべきであって、原告らが本件申告書によって自ら確定させた租税債務が更正されていない以上、**期限内に更正の請求をしていれば過納金となったであろうものがあるとしても、本件申告書に係る相続税額に係る原告の損失と被告の利得について法律上の原因がないとはいえず、民法の不当利得の規定によってその返還を求めることはできないというべきである。**

#### 高裁

Z263-12193

福岡高等裁判所那覇支部平成24年(行コ)第6号通知処分取消等請求控訴事件(棄却)(上告受理申立て) 国側当事者・国(処分行政庁 那覇税務署長) 平成25年4月9日判決【不当利得返還請求／法律上の原因の有無／「更正の請求」と「過納金」】

#### 最高裁

Z263-12280

最高裁判所(第二小法廷)平成25年(行ヒ)第275号通知処分取消等請求上告受理事件(不受理)(確定) 国側当事者・国 平成25年8月28日決定【上告不受理／不当利得返還請求／法律上の原因の有無】

#### <2> 横浜地方裁判所横須賀支部平成16年(ワ)第258号不当利得返還請求事件(棄却)(控訴) 国側当事者・国 平成17年3月25日判決

Z255-09975

国税通則法が国税に係る過誤納金について一般規定たる民法703条(不当利得の返還義務)の特則規定を設け、過誤納があった場合は是正措置について**更正の請求という特別の救済手続を設けている法の趣旨**にかんがみれば、過誤納金の返還については、これらの手続によるべきであり、**納税者が更正の請求が**

できる期限を徒過した以上、仮に過誤納金があったとしても、その返還請求はできないとされた事例

## 高裁

Z255-10100

東京高等裁判所平成17年(ネ)第2147号不当利得返還請求控訴事件(棄却)(上告) 国側当事者・国 平成17年8月17日判決【不当利得返還請求／更正の請求期限を徒過した過誤納金の還付請求】

## 最高裁

Z255-10239

最高裁判所(第二小法廷)平成17年(オ)第1816号不当利得返還請求上告事件(棄却)(確定) 国側当事者・国 平成17年12月16日決定【上告理由に当たらない／不当利得返還請求／更正の請求期限徒過】

**<3> 東京地方裁判所平成14年(行ウ)第118号不当利得返還請求事件(棄却)(確定) 国側当事者・国 平成14年7月30日判決**

Z252-9169

相続人が遺産分割協議を継続していたとしても、親子関係の不存在確認によって相続人でないことが明らかとなった納税者が更正の請求をすることを妨げるものでないことは明らかであるから、納税者が更正の請求をすることができなかった特段の事情があるということはず、よって、**納税者は相続税法32条による更正の請求をすることによって救済措置を受けることができたのにこれをしなかったのであるから、それとは別に不当利得としてその返還を請求することは許されない**というべきであるとされた事例